

2025 年 6 月 24 日

内閣府食品安全委員会事務局評価第一課内

「亜硫酸塩等及び亜硫酸水素アンモニウム水に係る食品健康影響評価」意見募集担当 御中

「亜硫酸塩等及び亜硫酸水素アンモニウム水に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）」について

日本生活協同組合連合会 品質保証本部 安全政策推進室
〒150-8913 東京都渋谷区渋谷 3-29-8

今回、貴委員会が公表された「添加物評価書（案） 亜硫酸塩等及び亜硫酸水素アンモニウム水」（以下、評価書案と表記します）に関して、以下のコメントを提出いたします。

1. 今回整理した「ヒトにおける知見」について、リスク管理機関（食品表示の担当部局等を含む）に情報提供し、連携すべきです。

貴委員会は 2020 年に亜硫酸水素アンモニウム水の食品健康影響評価（リスク評価）を行っていますが、今回は、より広く亜硫酸塩等について、多数の文献を収集した上でそれらの内容を精査し、「Ⅱ. 安全性に係る知見の概要」の「3. ヒトにおける知見」では、「特に、気管支喘息患者においては数～10%程度の者が亜硫酸塩に過敏に反応したとする複数の報告がある」とまとめています。議事録によれば、貴委員会の委員や専門委員も、食品表示等を含む患者への情報提供の必要性や、リスク評価機関・リスク管理機関の両者がこの問題をしっかり見ていく必要性に言及しています。

最終的に、評価書案の書きぶりとしては「二酸化硫黄及び亜硫酸塩による過敏性反応の発症機序等に関する新たな知見の集積を注視すべきと考えた（Ⅴ. 食品健康影響評価）」に留まっていますが、国内にも多数の気管支喘息患者が存在することを考慮し、実態調査や対応につなげていくべきではないでしょうか。その意味では、現時点でアレルギー様反応誘発の最低誘発用量や発症機序が明確でなくても、今回精査した文献情報や専門調査会の議論の内容をリスク管理機関（食品表示の担当部局を含む）に提供し、連携することは有意義と考えます。例えば、消費者庁には「食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議」があり、こうした場で貴委員会から報告を行い、今後の対応について意見を聞くことも有用と考えます。

2. ラット発生毒性試験の判断について説明が必要と考えます。

評価書案 58 ページ以降に記載されている、Wistar ラットを用いた亜硫酸ナトリウムの発生毒性試験（Itami ら（1989））では、最低用量の 0.32%（二酸化硫黄として 80 mg/kg 体重/日）でも胎児体重の有意な減少がみられたことから、80 mg/kg 体重/日を LOAEL と判断しています。そして、この内容はその後の「（7）毒性のまとめ」にも改めて記載されています。本試験における NOAEL は 80 mg/kg 体重/日より低いところに存在すると推定されますが、一方でこの値は毒性試験全体の最小の NOAEL である 71 mg/kg 体重/日とかなり近いものになっています。したがって、毒性試験全体の最小の NOAEL

を 71 mg/kg 体重/日と判断するに当たり、この LOAEL の値をどう判断したのか、もう少し説明が必要ではないでしょうか。

以上